

議第 1 5 3 5 号

能美都市計画区域区分の変更（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

区域区分を廃止する。

理 由

平成 1 7 年 2 月に旧根上町、旧寺井町及び旧辰口町が合併し能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（旧根上町及び旧寺井町）及び辰口都市計画区域を、一つの都市計画区域である能美都市計画区域とし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、能美都市計画区域マスタープランでは、区域区分の決定の有無について、当該都市計画区域は、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきており、将来的には人口・産業の伸びが微増傾向にあるが、都市として成熟しており著しい成長は見込まれず、また今後とも適正な宅地開発などを未利用地に誘導するため、無秩序な開発が進行する可能性は低く、区域区分を定めない、としたことから、区域区分を廃止する。